

**市民に犠牲を
強いながら
議員報酬と市長・副市長などの
給与引き上げは許されない！**

2016年第1回定例市議会において、「流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について（議員報酬引き上げ案）」と「流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について（市長・副市長などの給与引き上げ案）」にともに反対して討論を行いました。以下はその要旨です。

今、自治体を取り巻いている経済状況は、流山市特別職の報酬審議会の答申が言うような「今後も回復傾向に向かう事が期待される状況にあり」などと言える状態では決してない。年明け早々に実行された、異次元金融緩和に更に輪をかけたマイナス金利導入は、デフレ退治のかけ声とは逆に円高と株安を引き起こし、不況に拍車をかけようとしている。そもそも、現在の日本経済は、市場経済の業病である過剰生産と過剰資本が原因で、これ以上前にも後にも進めなくなっているものであり、金融緩和はこの老衰した实体经济を立て直す上でなんの効果もない。そればかりか、逆に株や債権や為替の乱高下などの深刻な副作用をもたらさざるを得ない政策だ。

また流山市では、「1 円も無駄にしない」の標語の影で、市民サービスの抑制や切り下げが続けられている。さらに、一般職の公務員に対しては「定員適正化」の名の下に過重労働などの犠牲が押しつけられてきた。そんな中で議員報酬を引き上げる事は、市民や職員への背信行為にも等しいと言わなければならない、議員報酬の引き上げに反対する。

議員報酬の引き上げの理由が成り立たないのと同様の事が、市長・副市長・部長などの特別職の給与引き上げについても指摘できる。

更に言えば、特別職の報酬等は、かつての自治省公務員部長通知（1973年12月10日）以来、「その職務の特殊性に應じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金等に相応して決定される一般職の給与とは自ずからその性格を異にし…」と考えられている。答申のように、一般職の給与引き上げと並行して、それを参考にして、それに準じて引き上げる必要があるというものではない。また、特別職の職務が、どの点でどのように、他の公務や民間の仕事と異なって職務上特殊であるかという説明を抜きにして、市民がそのことを了解することを抜きにして、報酬の引き上げを望むことは許されない。



阿部はるまさの市政報告 2016年4月号 流山市議会 社民党

E-mail: th4h-yko@asahi-net.or.jp
流山市議会事務局 〒270-0192 流山市平和台 1-1-1 04-7150-6099

山積する課題にこたえぬ流山市の新年度予算
子育て・介護・子どもの貧困・放射能対策が急務

■開発と緑のバランスは何処へ

まず「整備・開発と自然環境のバランスのとれた流山」に関連した施策や予算について。

おたかの森駅北側市有地で大規模な開発計画が打ち出されていますが、市の直工事業ではなく事業者の経営判断に委ねられる以上、市民要望の反映には限界があります。

「都心に一番近い森のまち」と言われていますが、現実には開発にともなって緑は確実に減少。「グリーンチェーン戦略」や「まちなか森プロジェクト」はそれを隠すイチジクの葉。失われた市野谷の森の面積は約 30 万㎡、「まちなか森プロジェクト」で植栽された面積は 2014 年 2 月時点でわずか 2,700 ㎡。

■拡散・漂流する放射性物質

次に「生活の豊かさを実感できる流山」。

森のまちエコセンターに溜置かれている剪定枝等や 8 千ベクレル以下の放射性焼却灰なども他市へどんどん持ち出されています。クリーンセンターに集められたゴミなどは、「調整焼却」と称して、8 千ベクレル以下の値が出るように操作して燃やされています。原発事故が発生する前は 100 ベクレルがクリアランスレベルで、それを越えるものは厳重な管理が求められていたこと。また調整焼却というやり方は、それ以前の環境政策が到達していた有害物質の総量規制の考えに真っ向から反するということは、市民に正直に説明されるべきです。

リサイクル館運営やごみ焼却施設の運転管理などの、新たな事業者選定の準備が進められることになります。しかし、ごみ焼却施設の関東実技への委託の大失敗について、一時は「失敗だ」



と率直に認めたにも関わらず、後にこの言葉が反古にされたことを見ても、市の業者選定は大きな不安要素を抱えています。



■求められる子どもの貧困対策

次に「学び、受け継がれ、進展する流山」。

2015年度は、「子どもの貧困対策元年」。
2016年度は、自治体におけるその一層の具
体化が求められている年です。にもかかわらず
予算案には、子どもの貧困対策に関する強い問
題意識や施策は見られません。市は、子どもの
貧困対策法は「国と都道府県が主体という位置
づけ」「県の子どもの貧困対策計画を待つ」と
いう消極的な態度に終始、就学援助の範囲やレ
ベルも従来から大きな変化なし。貧困問題の深
刻さ、当事者である子どもやご家族の窮状に対
する理解がまったく欠けています。

■介護士・保育士不足の解消を

「誰もが充実した生涯をおくることができる
流山」について。

子育て支援、保育の充実のための予算を組んだと言いますが、待機児童問題の背景には、保育士の確保の困難があります。市は、保育士資格を取ろうとする者への修学資金貸付制度の期間延長、住宅等の借り上げへの一部支援を打ち出しています。しかし、同時に行われている「子育て支援員研修事業」は、保育士の資格の重みを揺るがせ、国が進める安上がり保育に流され、保育の質の低下を招くことが強く懸念されます。支援員制度は、あくまでも緊急避難



消防職場の暴行や市の職場でのパワハラを職場の民主化と人員確保で根絶しよう！

4月5日付けの『朝日新聞』が、流山市の消防署における暴行事件を報じました。事件は、被害当事者から市当局に、既に3月の11日に伝えられていたものです。

報道の内容だけでもひどいものですが、実際に行われていたことは、それを超えています。明白な暴行・傷害、さらに言葉には出来ないような非人間的な暴行と虐待、それを動画に撮るなどのことまで行われていました。

市は報道のあった日に急遽、議会の会派代表者会議を開き説明。しかし、日頃の厳しい指導が行き過ぎた結果生じた「パワハラ」程度の理解。実際の暴行のひどい実態からかけ離れた説明に終始。

市が行ってきた「調査」も、消防長による所員へのヒアリングが中心で、まったくおさなり。消防

4月12日になって、ようやく賞罰委員会が決めた、所員と消防長への処分が公表されました。しかし、市長や副市長の責任を問う内容は含まれていません。消防長の責任が大きいことは言うまでもありませんが、しかし最大の責任を負うべきは、任命権者である市長と事務方のトップの副市長です。

もちろん処分よりも大事なことは、実際に職場を変えていくこと。この事件を教訓に、誰もが自由にものが言える職場をつくることこそ重要で

す。一時的に一般の所員へのバッシングが起きるかもしれませんが。心無いバッシングから真面目な所員を守るとともに、こうした暴力職場を生み出し、放置してきたトップの責任を糾しつつ、物言える職場づくり、職場の民主化に向けての取り組みを強めていかなければなりません。

④

①

以上ではなく、市は専門の資格を持った保育士の養成と確保という基本線で一層の努力をするべきです。

専門資格を持った人材の確保の困難という点では、介護の分野も同じ悩みを抱えています。保育で取り組み始めた施策は、介護の分野でも同時並行で取り組むべきです。

さらに、障がいを持った市民の方達に対する施策です。4月から障害者差別解消法に基づく施策が自治体にも課せられるというのに、流山市の取り組みはよく見えません。差別解消法は、従来の障害者施策からの質的な転換、飛躍を求めているというのに、そうした問題意識が希薄です。

■人と先進産業への支援と投資を

さらに「賑わいと活気に満ちた流山」を目指す施策と予算。「定住人口」と「交流人口」の増加を目指すと言います。しかし地域の経済を活性化させる決め手は、やはりモノやサービスの生産活動、とりわけその地域ならではの新しい価値の創造とその循環を軌道に乗せることです。定住人口や交流人口の増大も、活き活きとした地域経済の大元であるモノとサービスの旺盛な生産と結びついてこそ、力を得ます。同じ限られた予算を使うにしても、福祉・医療・教育など人への積極的な投資、緑と農・自然エネルギー等の革新的産業などへのテコ入れこそが求められています。

■メンタルの病を生む人減らし見直せ



「公民パートナーシップによる構想実現と効率的、効果的行財政運営」について。市は相も変わらず「定員適正化計画」にしがみついています。これは、職員に過重労働を強い、公務に

■国のバラマキ政策追従に未来なし

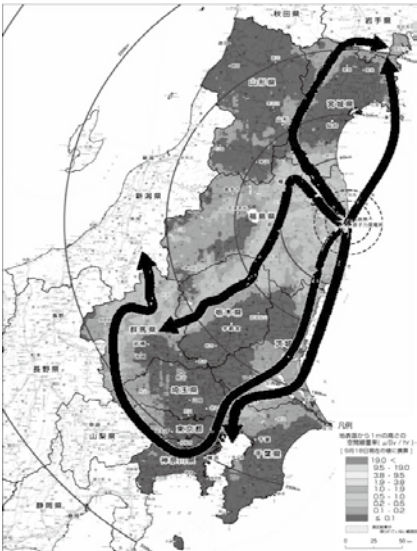
5月末の伊勢志摩サミットの後、サミット諸国も日本も、異次元金融緩和から財政出動重視の政策への転換を図ってくるでしょう。世界的な信用不安、大不況への突入を回避せんとする、しかし使い古されて、すでに限界と弊害が明らかになっている財政政策です。補正予算などを組んで、自治体に対しても節度を失ったバラマキ政策への同調が押しつけられてくる可能性が大です。しかし、それで自治体経営に新しい道が開かれてくるということは絶対にありません。そうした状況を、しっかりと見据えながら、自治体財政の運営にあたる必要があります。

市議会の誠意と放射能リテラシーが問われています 子どもの健康を守るエコー検査の陳情を議会が否決 阿部はるまさは賛成討論 響

●流山市は国の言いなり

松戸・柏はすでに実施、我孫子は4月から、他市も続く中

5年前に福島で人類史上最悪の原子力災害が発生し、流山市一帯が放射線管理区域を越える放射能で汚染され、直後に流れてきたブルームは放射性ヨウ素をたくさん含んでいました。



放射性ブルームは東葛地域を襲った

しかし国寄りの専門家は、被ばくの影響は考えにくい、福島県外の健康調査はするべきではないと主張し、流山市もこれに従っています。

国寄りの専門家などがそのように言うのは、利害関係で結びついた構造があるからです。だからこそ、その構造の中であってなお、真実を主張する勇気を持つ専門家の存在は尊く、彼らの声には真剣に耳を傾けるべきなのです。そして、そうした利害関係の外にあり、縛られない立場にいる私たち議員の役割こそ、重要になってくるのです。

国や流山市の見解と異なり、福島での子どものガンの発生は通常の「20倍から50倍の異常な多発」、「近隣県でも健康診断などを行うべき」との意見が幾人もの専門家から強く出されているのです。

線量については、専門家の委員会で「放射性物質は同心円で広がるのが常識なので近隣県への影響は少ない」という、耳を疑うトンデモ見解が述べられました。事実はどうか。福島県内でも同心円には広がってはず、気流によって飯館村など北西部が高濃度に汚染され、茨城・千葉・栃木・群馬などにも高濃度のブルームが流れたというのが、真面目な学者の誰もが認める事実です。東葛地域が、福島県の半分以上より線量が高いというのも紛れもない事実です。

また、市は次のようにも言います。「福島では

事故からの期間がまだ1年～4年と短い、5歳以下からの発見はない、地域別の発見率に大きな差がない、だから放射線の影響とは考えにくい」

これは、すべて間違いです。まず「放射線の影響は考えにくい」と言えるか。実は、福島健康調査検討委員会の座長さえが「無いと断言するつもりはない」と言います。また神戸大学大学院の計算科学の専門家は、2巡目検査での10万人に22人という多発を見る限り放射能の影響も考えなければならない、と述べています。

次に、チェルノヴィリでは事故から4～5年後に甲状腺ガンが顕著に増え始めたのに、福島では1年～4年で発見されているので放射能の影響ではない、というおかしな議論。実は、チェルノヴィリの甲状腺ガンも当初は同じ理屈で否定されました。ガンは被ばくの14～15年後から発症するのが定説だが、チェルノヴィリでは4～5年目から発生しているので放射能の影響ではないと。しかし、ロシアの科学者達は、だとしたらその定説を再検証すべきだ、と主張して、結局は定説が退けられました。

また、チェルノヴィリでは5歳以下にもガンが発見されたのに福島では見つかっていない、だから放射能の影響ではないという議論。しかしロシアの経験は、5歳以下で被ばくした者が10年後くらいに発症する者が多いという事を示すもので、5歳以下ですでに多く発症したという事ではありません。だから、福島で5歳以下に甲状腺がんが見つからない事は、むしろ今後その年代の者たちにガンが多発する可能性があるという意味です。そして、15歳から18歳くらいでは直後から多発したという点は、チェルノヴィリと福島は似ているのです。

「地域別の発見率」について言えば、岡山大学の津田教授を始め多くの専門家がむしろ、放射線量の高い低いに対応する形でガン発生も地域分布をしていることを、明白な数字を示して論証していることを無視しています。

市は次のようにも言います。「近隣市は国の交付金でエコー検査をしているが、流山市はこの交付金の対象とはならない」。しかし流山市が松戸や柏に倣って国のおカネを使わねばならない決まりはありません。流山市が独自に予算を組めば良いだけの話



しです。陳情に承えても、数十万円、多くても100万～200万円ほどの予算で可能な事業なのです。

●議会は自主性発揮できたか

採択反対の立場に立つ議員の主張もを見てみましょう。それは、日本の食品はチェルノヴィリと違い検査が厳しいので安全だというもの。しかしこのことは、事故直後のブルームに含まれていた放射性ヨウ素を吸入した事などによる初期被ばくの影響を否定できる理由にはなりません。また、子どもの居場所の除染をしたとは言っても、初期に大量に降り注いだの放射性物質による内部被ばくの影響を考慮に入れてない以上は慰めにもなりません。

反対議員の間違いを更に指摘します。小児甲状腺ガンの診断は難しい。福島では県立医科大学により複数の医師による慎重な診断が行われ、住民が移動しても追跡できる長期の検査の体制が整い、診断と疫学データを残せる。近隣自治体はそうではなく、自治体が責任を持つ事は難しい。

事実はどうか。福島県でも、検査は放射線技師が行っていました。だからいい加減な検査だったとは言えません。しかも流山市内にも、エコー検査の技術を持つ医師は何人もいます。検査の後の病状の診断や手術の難しさという話を持ち出して、流山では出来ないなど言うのは、むしろやらないことを合理化するための屁理屈に過ぎません。

続いて、子どもたちに負荷がかかるという主張。ここでは国が唱える「スクリーニング論」や「過剰診断論」という、被ばくを隠蔽するためにつくられた議論が利用されています。

「スクリーニング論」とは、福島で甲状腺ガン多発は元からあったガンが大がかりな検査で発見されただけ、被ばくの影響ではないという理屈です。しかし2巡目検査で異常な多発が明らかになって以降は、国や国寄りの専門家も、もう恥ずかしくてこの言葉は使わなくなりつつあります。

次に「過剰診断論」。これは、手術をしなくても大事に至らないガンを見つけたり、手術をしたりすることには意味がないという理屈。これこそ、とんでもない、恐るべき、恥ずべき理屈。福島でガン患者を執刀してきた福島県立医大の鈴木教授は、福島で患者はすでにリンパ転移、遠隔転移、他臓器への浸潤がほとんど、そうでなかったのはわずか7%、すべて必要な手術だったと明確に述べています。

陳情を否決すれば、執行部は健康診査が行われなかったのは議会のせいだと言うでしょう。そんな無様を市議会は演じるべきではないと強調し、「子どもたちの甲状腺エコー検査の費用の助成を求める陳情」への賛成討論とします。